

施策評価シート (令和4 年度の振り返り、総括)

作成日 令和5 年 06月 01日

施策 No.	25	施策名	水道事業の推進
主管課名	水道課	電話番号	0285-83-8165
関係課名	水道課、環境課、建設課、都市計画課、都市整備課		

1. 計画 (Plan)

施策の対象	市民						
対象指標名	単位	令和2 年度実績	令和3 年度実績	令和4 年度実績	令和5 年度実績	令和6 年度実績	令和6 年度見込
人口	人	78,784	78,592	77,635			

施策の目標	清浄でおいしく、豊富で安全な水を安定供給します。								
成果指標設定の考え方及び指標の把握方法 (算定式など)	実績データにより算出する。 ・配水管延長は、配水設備拡張事業による配水管布設延長の総和により算出する。 ・配水した水量がどの程度収益につながっているかを示す有収率は、年間総配水量を収入となった水量で除して算出する。 ・水道普及率は、各年度末給水人口を行政区域内人口 (住民基本台帳人口) で除して算出する。								
成果指標名		単位	平成30年度 基準値	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和6 年度 目標値
配水管延長	目標値	m	778,763	781,922	783,501	785,080	786,660	788,239	788,239
	実績値			783,318	785,703	787,026			
有収率	目標値	%	84.8	85.2	85.4	85.6	85.8	86.0	86.0
	実績値			84.8	85.7	85.0			
水道普及率	目標値	%	84.7	84.8	84.9	85.0	85.0	85.1	85.1
	実績値			84.1	84.9	84.5			
	目標値								
	実績値								
	目標値								
	実績値								
	目標値								
	実績値								

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	【市民】 ・給水区域内では、早急に上水道を利用する。 ・給水装置の適正な維持管理を行う。 ・日常生活での節水に心がける。 【行政】 ・安全で安定した水道水の供給に努める。 ・未普及地域の整備を推進する。 ・経営の健全化と財源確保に努める。
-------------------------	--

2. 実行 (Do) →個別事務事業の実施による (事務事業マネジメントシート参照)

3. 検証・評価と今後の方向性 (Check&Action)

(1) 施策目標達成に対する要因分析と課題 (①構成事業が与えた影響、②外的要因を踏まえて検証)

- ・配水管延長は、令和4年度は1,753m延長し、目標785,080mに対し、787,026mである。地域からの要望により、配水管(679.6m)を整備したほか、龜山北(382.5m)及び中郷・萩田土地区画整理地内(191.6m)や下大曾地区(499.5m)へ計画的に配水管を整備した。
- ・有収率は、令和4年度は目標85.6%に対し85.0%で、0.6%下回り、令和3年度と比較すると0.7%の減となった。有収率は、県内14市の平均は78.8%であり本市は4位である。
- ・年間総配水量は0.4%減少し、年間有収水量も1.2%減少していることから、配水管や給水管等からの漏水量の増加が懸念される。漏水調査の実施及び早期修繕が必要である。
【年間配水量】R4:7,678,417m³、R3:7,708,128m³(29,711m³ 0.4%)
【年間有収量】R4:6,523,305m³、R3:6,603,445m³(80,140m³ 1.2%)
- ・濁り水対策として実施している配水管内洗浄作業による排水が有収率減少の一つの要因と考えられるが、水源において、鉄やマンガン値が基準値内ではあるが高い数値であることから、水質改善を図るため、新たなろ過設備が必要である。
- ・水道普及率については、令和4年度は目標85.0%に対し84.5%であり、0.5%下回り、令和3年度と比較すると0.4%減少した。県内14市の平均は95.0%であり、本市は14位である。
- ・給水人口と行政区内人口の減少によるものであるが、更なる加入促進が必要である。
- ・前年度と比較すると以下のとおりである。
【水道普及率】給水人口÷行政区内人口×100
R3:67,288人÷79,294人×100=84.9%
R4:66,909人÷79,193人×100=84.5%
前年度比 379人 101人
【世帯数】R3:32,209世帯
R4:32,808世帯
前年度比 599世帯
- ・長年の使用で取水能力が低下している水源があり、県水の受水により水量を確保しているが増加傾向であり、令和4年度は1,895tで令和3年度1,836tに対し59t増加している。
安定した水道水の供給を確保するため、石法寺浄水場11号・12号取水場、荒町配水場4号取水場の機械・電気設備及び導水管を整備した。
【計画取水量】石法寺11号900t/日 石法寺12号900t/日 荒町4号1,100t/日

(2) 今後の方向性 (1)の要因分析を踏まえ、施策目標達成に向けた方針を示す)

- ・配水管延長については、認可区域内の未整備箇所について、地域からの要望に応じて配水管を順次整備していく。
- ・計画的に産業団地(L=545m)や未普及地域である下大曾(L=420m)、石島(L=340m)地内の配水管を整備する。
- ・有収率の向上のため、耐震管ではない水道用塩化ビニール管の布設地域の計画的な漏水調査を行い、漏水箇所を早急に発見し、修繕を行う。
- ・普及率の向上のため、配水管の整備してある地区の未加入世帯に対し戸別訪問や文書回覧、広報等により、水道水の安全性及び給水装置設置資金貸付事業の周知を行い加入促進を図る。
- ・認可区域外については、特に若い世代の方の意見も重要と考え、対象者や調査方法など水道整備に関するアンケートの見直しを行う。
- ・真岡市水道ビジョンに基づき、水道水の安定供給に向け耐用年数を経過した設備の計画的な更新と施設の耐震化を図っていく。
また、施設の耐震化に併せ、濁り水解消に向け、新たなろ過設備の機能増設等の導入を検討していく。
- ・安定した水道水の供給を確保するため、久下田浄水場3号取水場の機械・電気設備及び導水管を整備する。

